

死因究明等の推進に関する取組に係るアンケート調査の結果

総務省では、現在実施している「死因究明等の推進に関する政策評価」の一環として、「死因究明等の推進に関する取組に係るアンケート調査」を実施し、この度、その結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、本アンケート調査の結果も踏まえ、今後、政策の評価を行ってまいります。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

総務省行政評価局が実施している「死因究明等の推進に関する政策評価」（以下「本政策評価」という。）の一環として、都道府県、大学及び医師における死因究明等関連施策の実態、これに関連した都道府県、大学及び医師の意見・要望等を明らかにすることを主な目的とし、当該把握結果を本政策評価における評価・分析に活用して、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

(2) 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施

(3) 調査の対象

- ① 都道府県
- ② 医学部を置く大学（以下「大学」という。）（注）
- ③ 都道府県医師会又は郡市区医師会の役員を務める医師（以下「医師」という。）

（注）防衛省設置法（昭和29年法律第164号）に基づき設置されている防衛医科大学校を除く。

(4) 調査対象数

- ① 都道府県：47 都道府県
- ② 大学：81 大学
- ③ 医師：7,520 人（抽出）

(5) 抽出方法

都道府県及び大学に対するアンケート調査は全数調査、医師に対するアンケート調査は、都道府県ごとに都道府県医師会又は郡市区医師会を無作為抽出

(6) 調査期間

- ① 都道府県：令和元年11月26日から12月23日まで
- ② 大学：令和元年11月26日から12月23日まで
- ③ 医師：令和2年1月24日から2月12日まで

(7) 調査の方法

都道府県及び大学に対しては、総務省が電子メールにより調査票を配布・回収し、医師に対

しては総務省から業務を委託した民間事業者が、郵送により調査対象の都道府県医師会又は郡市区医師会を通して調査票を配布し、調査対象者から郵送又はファックスにより調査票を回収
 なお、電子媒体での入力・提出の希望があった場合には、民間事業者から調査対象者に直接調査票を電子メールにより送付し、回収

(8) 調査事項

- ・ 死因究明等推進協議会（以下「地方協議会」という。）の開催状況等について
- ・ 死因究明等に係る体制等について
- ・ 死因究明等に係る各種実績について
- ・ 死因究明等に係る研修の実施状況等について 等

(9) 調査時点

令和元年 10 月 31 日時点（ただし、時期を指定して質問している一部事項については、当該指定の時期）

2 調査の結果

(1) 回収状況等

回収状況等は以下のとおりである。

	配布数	回収数	回収率	有効回答数
都道府県	47	47	100.0%	47
大学	81	77	95.1%	77
医師	7,520	3,088	41.1%	3,075

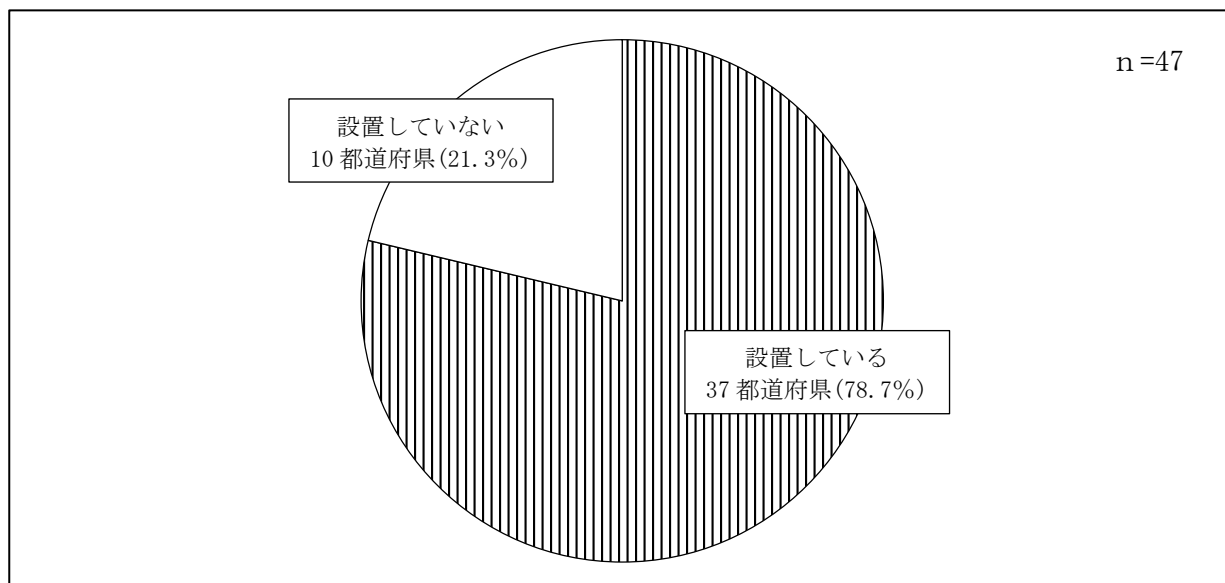
(注)「有効回答数」は、回収数から、全問無回答（無効回答）を除いた回答者数

(2) 調査結果の概要

ア 都道府県

都道府県における地方協議会の設置状況については、図表 1-①のとおり、「設置している」が 37 都道府県、「設置していない」が 10 都道府県となっている。

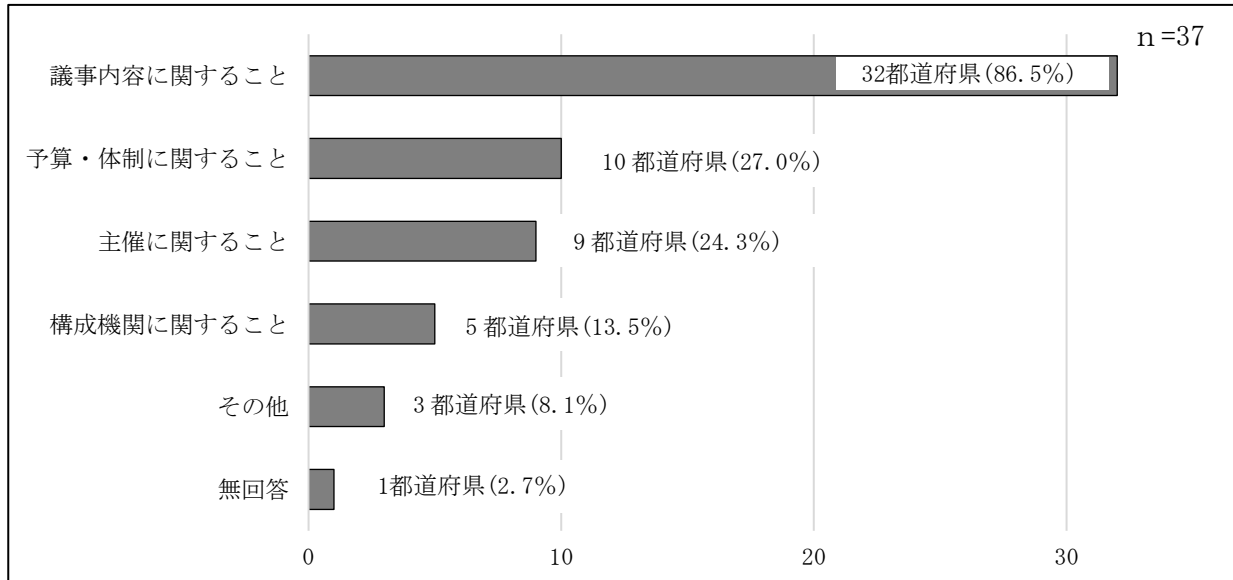
図表 1-① 地方協議会の設置状況



(注) 令和元年 10 月 31 日時点

地方協議会の運営に当たり悩んでいる点、苦勞している点については、図表 1-②のとおり、最も多いのが「議事内容に関すること」で 32 都道府県、次いで「予算・体制に関すること」が 10 都道府県となっている。

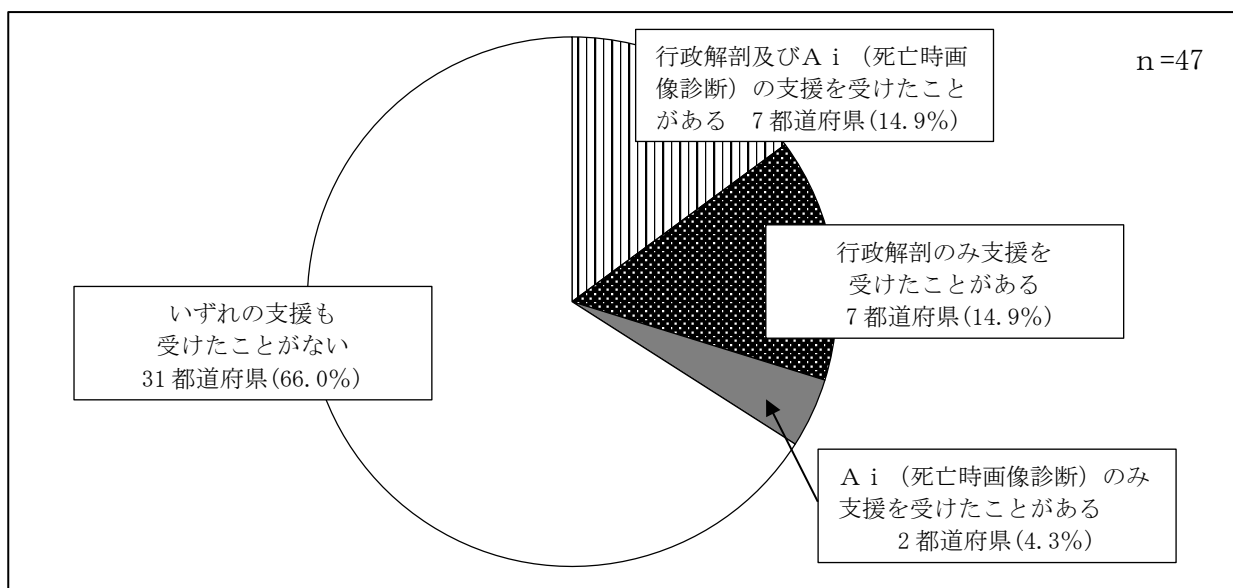
図表 1-② 地方協議会の運営に当たり悩んでいる点、苦勞している点



(注) 1 地方協議会を設置している 37 都道府県を対象としており、そのうち 1 都道府県は特段悩み等がないとして、無回答となっている。
2 複数回答である。

厚生労働省が実施している「異状死死因究明支援事業」の平成 23 年度及び 28 年度から 30 年度までの都道府県における活用状況については、図表 1-③のとおり、最も多いのが「いずれの支援も受けたことがない」で 31 都道府県となっている。

図表 1-③ 異状死死因究明支援事業の活用状況

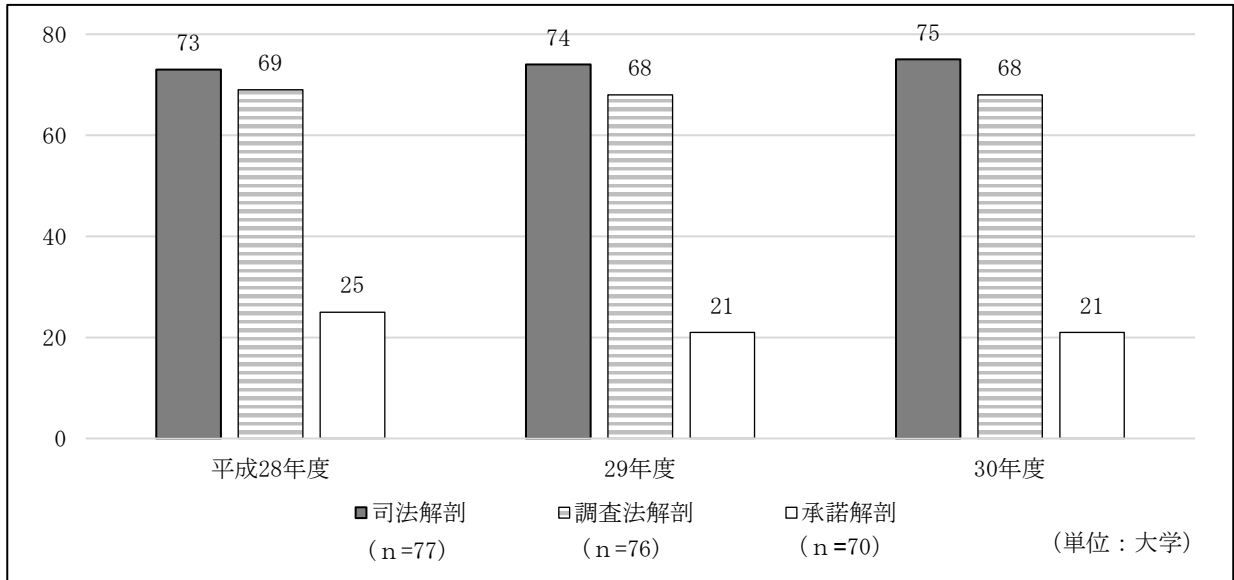


(注) 1 行政解剖は、警察等取扱死体に対する解剖のうち、監察医解剖及び承諾解剖を指す。
2 A i (死亡時画像診断) は、C T、M R I 等で遺体の内部を撮影して死亡の原因を診断することを指す。
3 回答割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100% とならない。

イ 大学

平成 28 年度から 30 年度までの大学における警察等取扱死体に対する解剖の実施状況についてみると、図表 2-①のとおり、30 年度は、司法解剖が 75 大学、調査法解剖が 68 大学、承諾解剖が 21 大学において実施されている。

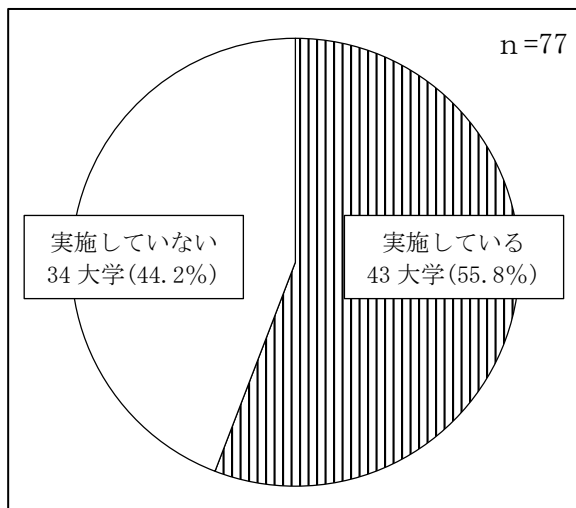
図表 2-① 警察等取扱死体に対する解剖を実施している大学数



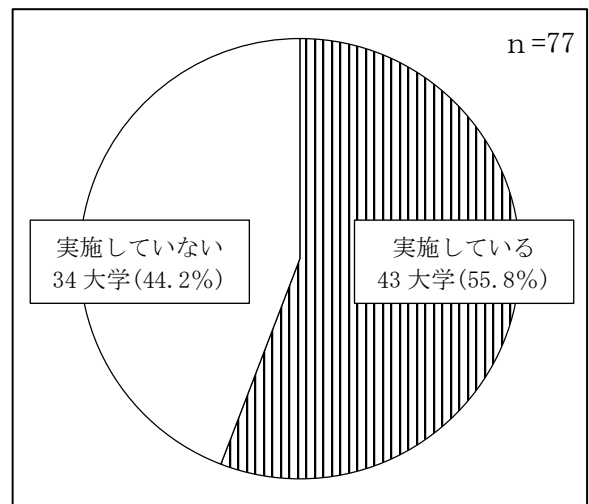
- (注) 1 「調査法解剖」は警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号。以下「死因身元調査法」という。）に基づく解剖を指す。
 2 「承諾解剖」は死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）に基づき、遺族の承諾を得た上で実施する解剖を指す（病理解剖、系統解剖等は含まない）。
 3 大学に附属する病院、死因究明等の専門機関における実績を含む。
 4 解剖種別ごとに無回答の大学数が異なっている。

大学における警察等取扱死体に対する死亡時画像診断のうち、死後画像の撮影については、図表 2-②のとおり、「実施している」が 43 大学、「実施していない」が 34 大学となっている。また、大学における警察等取扱死体に対する死後画像の読影については、図表 2-③のとおり、「実施している」が 43 大学、「実施していない」が 34 大学となっている（いずれも平成 30 年度）。

図表 2-② 死後画像の撮影



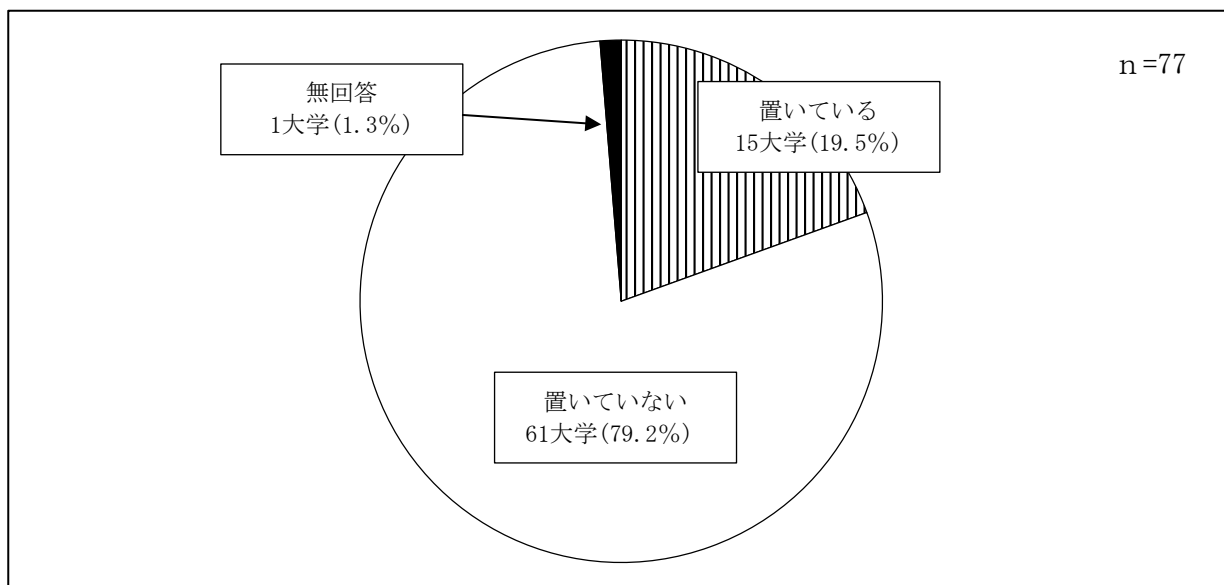
図表 2-③ 死後画像の読影



- (注) 1 平成 30 年度実績
 2 死後画像の撮影及び読影を実施しているのは 41 大学、撮影のみ又は読影のみ実施しているのは各 2 大学

大学における法医人材養成に特化したコース等の設置状況については、図表 2-④のとおり、「置いている」が 15 大学、「置いていない」が 61 大学となっている。

図表 2-④ 法医人材養成に特化したコース等の設置状況

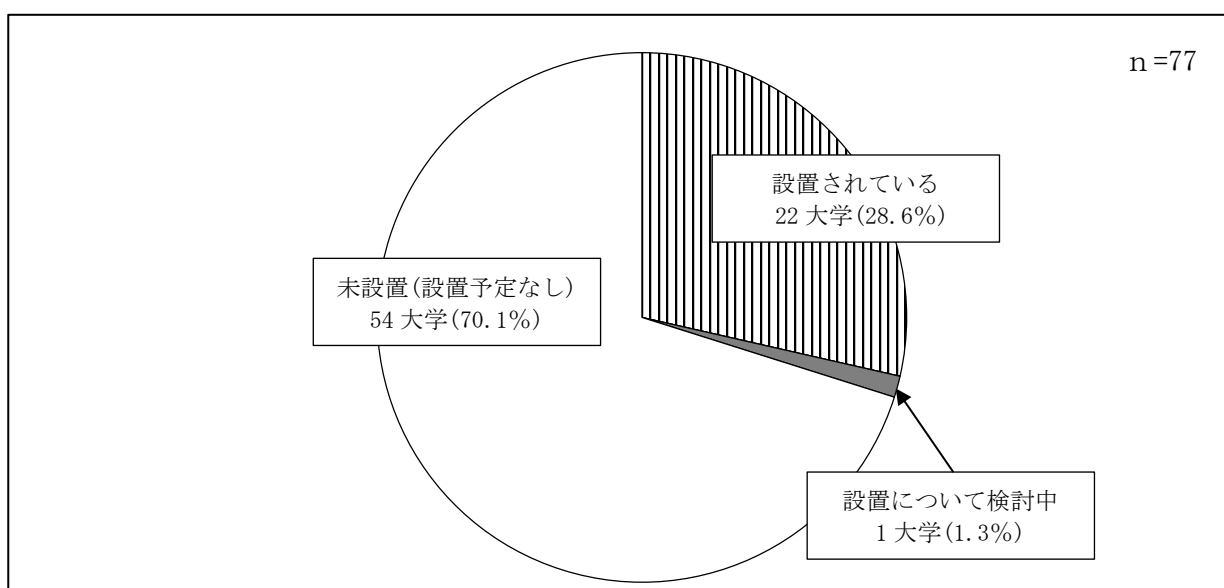


(注) 令和元年 10 月 31 日時点

大学における死因究明等の専門機関（注）の設置状況については、図表 2-⑤のとおり、「設置されている」が 22 大学、「設置について検討中」が 1 大学、「未設置（設置予定なし）」が 54 大学となっている。

（注）死因究明センターやA i センターなど死因究明等を専門に行う機関を指す（大学に附属する病院等に設置されている場合を含む。）。

図表 2-⑤ 死因究明等の専門機関の設置状況



(注) 1 令和元年 10 月 31 日時点

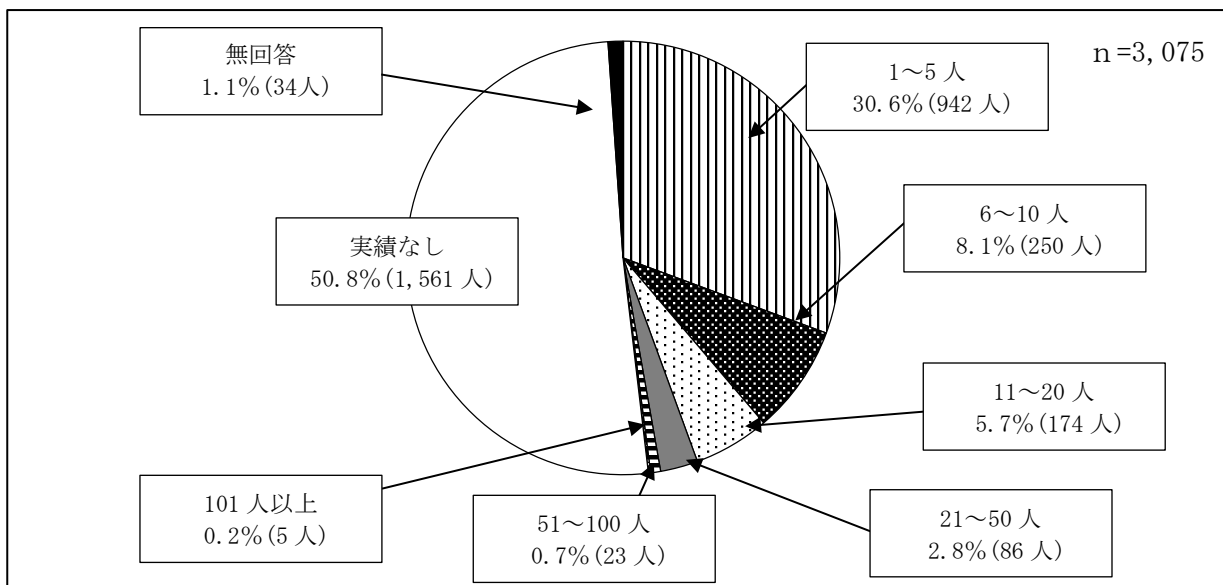
2 当該設問には、上記のほか「設置予定」の選択肢があるが、回答した大学はなかった。

ウ 医師

直近3年間の、1年当たりの平均的な在宅（注）での看取りの実績については、図表3-①のとおり、最も多いのが「実績なし」で50.8%（1,561人）、次いで「1～5人」が30.6%（942人）となっている。

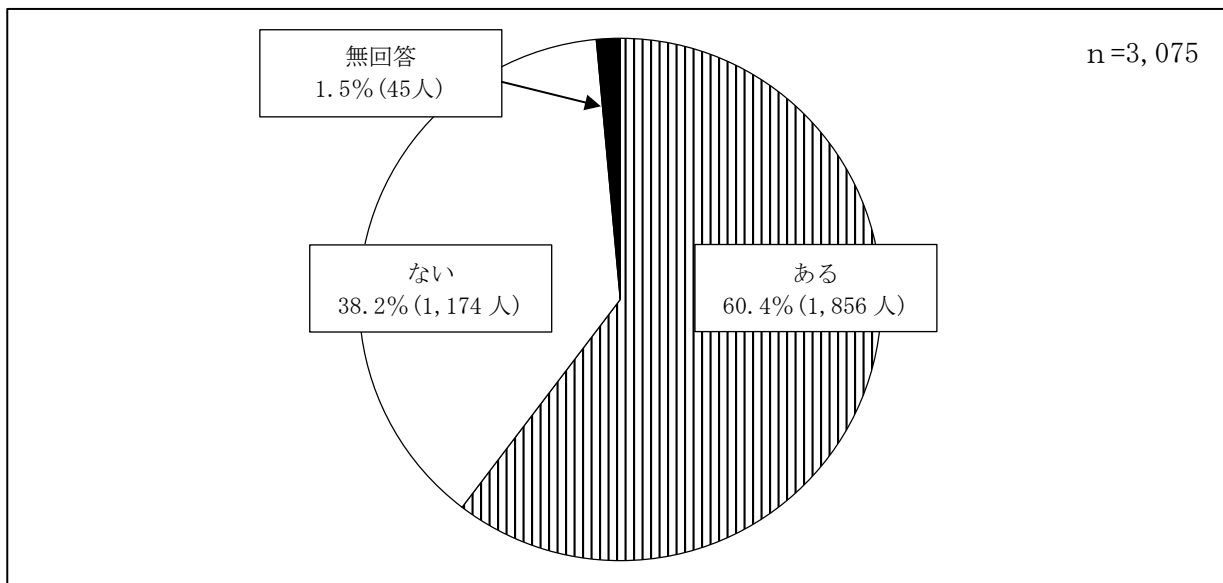
（注）患者の自宅のほか、老人ホーム、高齢者賃貸住宅、医療機関と提携したケアミックス、グループホームなどを含む。

図表3-① 在宅での看取りの実績



警察等から死因究明や身元確認のために患者の診療情報の提供依頼を受けた経験については、図表3-②のとおり、「ある」が60.4%（1,856人）、「ない」が38.2%（1,174人）となっている。

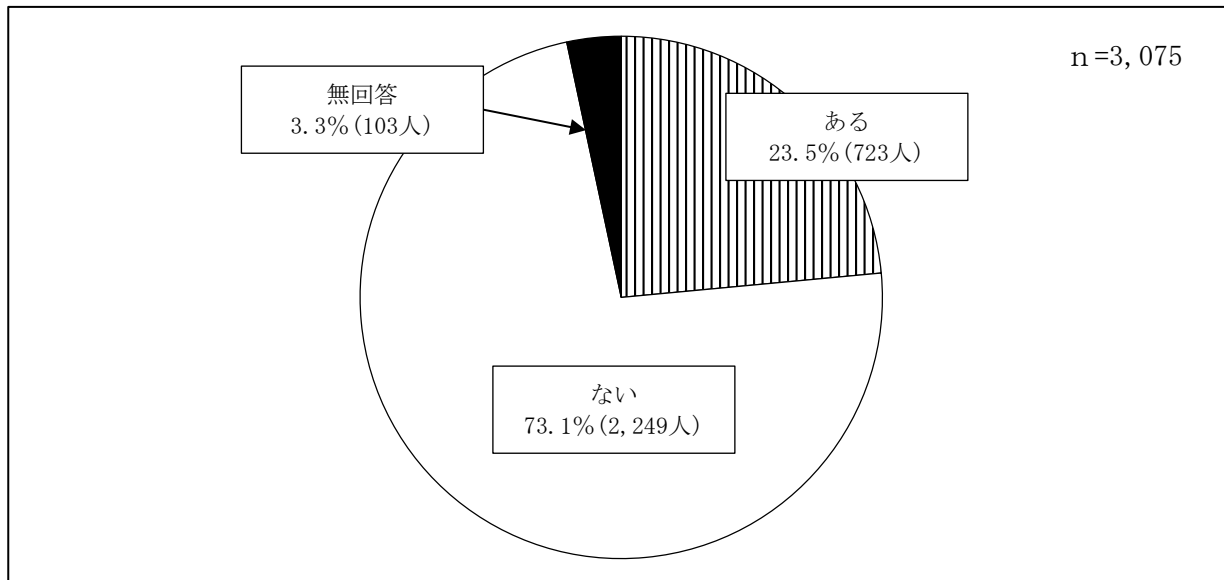
図表3-② 警察等からの患者の診療情報の提供依頼を受けた経験



（注）回答割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とまらない。

直近3年間の警察等取扱死体に対する検視等立会の実施状況については、図表3-③のとおり、「ある」が23.5%（723人）、「ない」が73.1%（2,249人）となっている。

図表3-③ 警察等取扱死体に対する検視等立会の実施状況

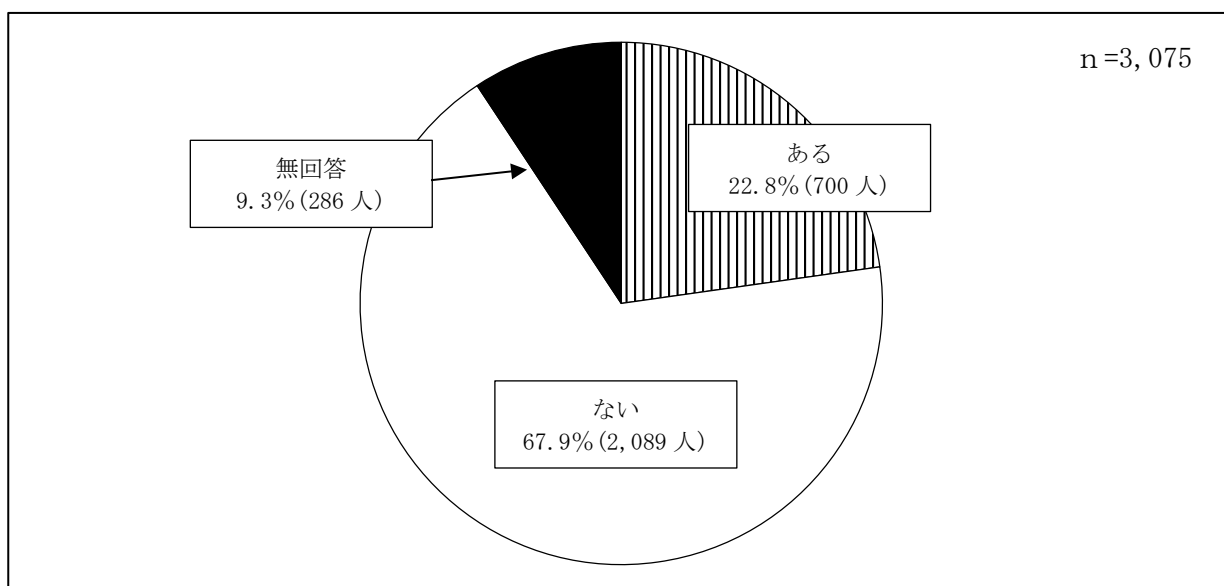


(注) 1 検視等立会いは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく検視、死因身元調査法に基づく調査等に係る医師の立会いのことを指す。

2 回答割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とまらない。

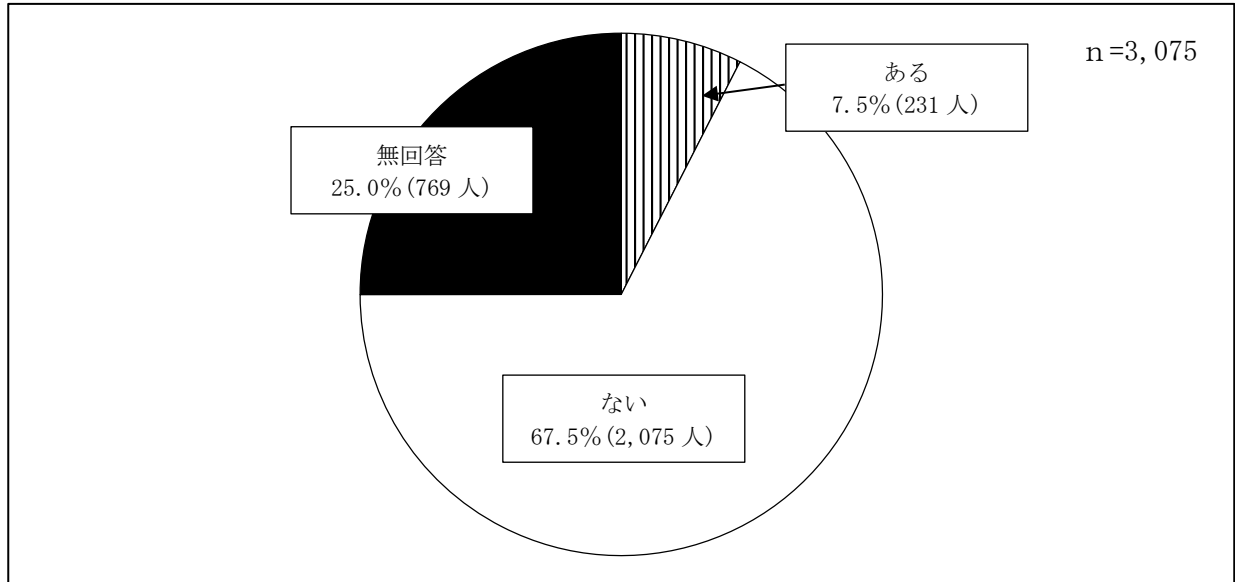
直近3年間の警察等取扱死体に対する検案の実施状況については、図表3-④のとおり、「ある」が22.8%（700人）、「ない」が67.9%（2,089人）となっている。

図表3-④ 警察等取扱死体に対する検案の実施状況



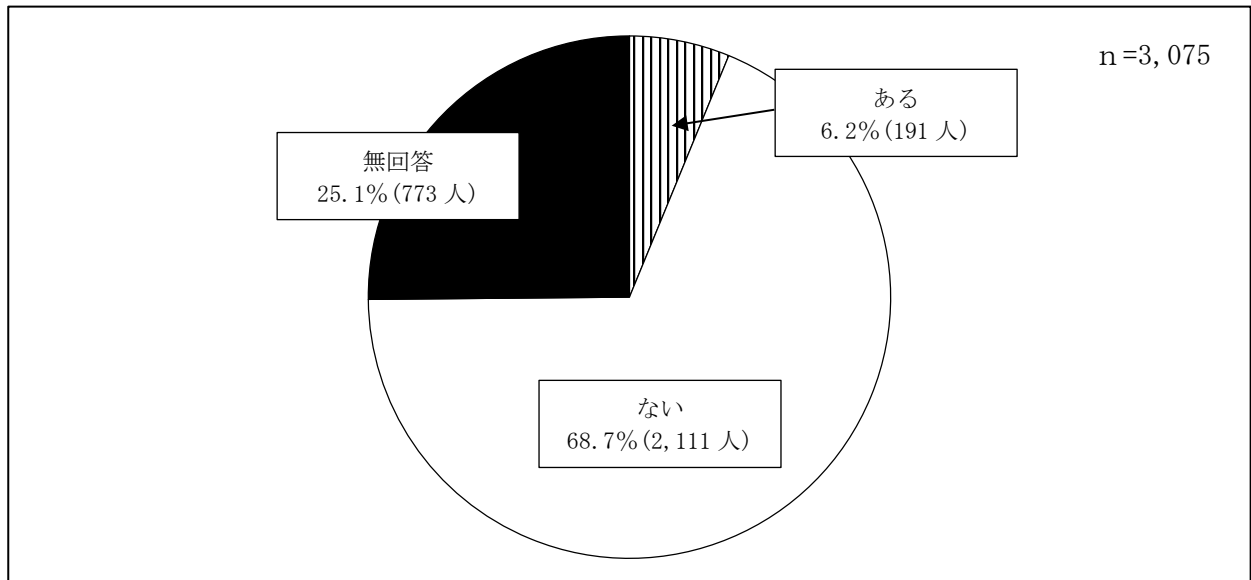
直近3年間の警察等取扱死体に対する死後画像の撮影の実施状況については、図表3-⑤のとおり、「ある」が7.5% (231人)、「ない」が67.5% (2,075人)となっている。

図表3-⑤ 警察等取扱死体に対する死後画像の撮影の実施状況



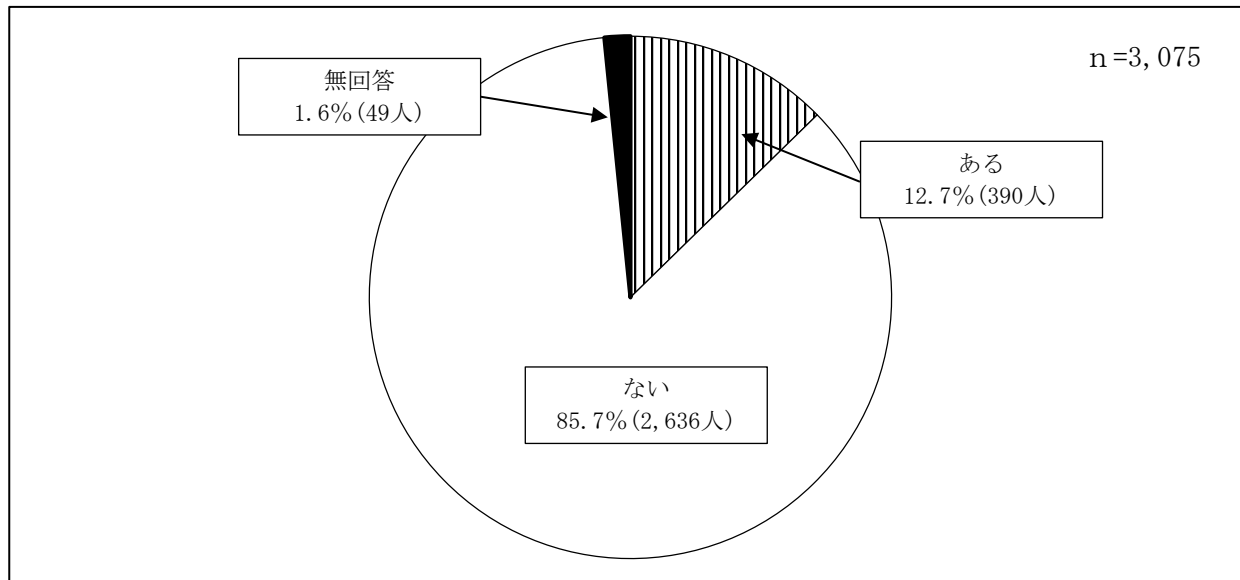
直近3年間の警察等取扱死体に対する死後画像の読影の実施状況については、図表3-⑥のとおり、「ある」が6.2% (191人)、「ない」が68.7% (2,111人)となっている。

図表3-⑥ 警察等取扱死体に対する死後画像の読影の実施状況



平成 28 年 4 月から令和元年 10 月までにおける死因究明等に係る研修の受講状況については、図表 3-⑦のとおり、「ある」が 12.7% (390 人)、「ない」が 85.7% (2,636 人) となっている。

図表 3-⑦ 死因究明等に係る研修の受講状況



(注) 平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの実績

(3) 利用上の注意

- ・ 設問により回答対象者数及び有効回答数が異なっている。
- ・ 調査対象から得られた回答は、エラーチェックを行い、前問の回答内容による分岐に従っていない回答については、集計対象から除外している。
- ・ 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「-」で表示した。